

令和8年度離島へ行こうキャンペーン実施業務  
企画提案に係る仕様書

1 業務の名称

令和8年度離島へ行こうキャンペーン実施業務

2 業務の目的

県内の離島地域（離島振興法に基づき指定された7島（網地島、田代島、江島、寒風沢島、野々島、桂島、朴島）。以下「県内離島」という。）については、東日本大震災の影響もあり、人口減少や高齢化による活力低下が深刻な課題となっている。

そのため、本業務を実施することにより、県内離島の魅力について認知向上を図るとともに、幅広い年代が楽しみながら県内離島に触れる機会を創出し、交流人口の拡大を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

4 業務委託の内容

離島の魅力発信及び交流人口の拡大を図るため、「離島へ行こうキャンペーン」と題し、デジタルスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）及びInstagramを活用した写真投稿キャンペーン（以下「写真投稿キャンペーン」という。）を連動させ、一体的に実施する。

(1) 共通事項（スタンプラリー及び写真投稿キャンペーン）

ア 事業実施期間

令和8年7月18日（土）から令和8年11月30日（月）まで

イ 実施エリア

網地島（石巻市）、田代島（石巻市）、江島（女川町）、寒風沢島（塩竈市）、野々島（塩竈市）、桂島（塩竈市）、朴島（塩竈市）

ウ 参加対象者

制限は設けない。

ただし、県内外の幅広い年代を対象とし、誰でも参加しやすいものとする。

エ 特設サイト

離島へ行こうキャンペーンの特設サイトを開設し、キャンペーンの周知や案内等を行うこと。※広報・情報発信については（4）に記載。

オ 問合せ対応

キャンペーン参加者等からの問合せ対応を行うこと。問合せ対応時間は、平日の午前9時から午後5時までを想定しているが、発注者と協議のうえ決定すること。

(2) スタンプラリー

## ア イベント名称

キャッチーなスタンプラリー名称を提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

## イ 事業設計

(ア) 実施エリア内に、スタンプが獲得できるスポット（以下「スポット」という。）を複数設け、スタンプラリー参加者がスポットを巡り、獲得したスタンプ数に応じて抽選で景品を得ることができるものとする。各スポットの設置場所については、島民や観光客等に影響が生じないよう、発注者と調整のうえ決定すること。

(イ) 実施エリア内の各離島の特性を踏まえ、周遊性が確保されるよう適切なスポット数を設定すること。

なお、参加者が獲得できるスタンプ数は、スポット1箇所につき1個とすること。

(ウ) 応募後は獲得スタンプ数をリセットし、再度スタンプを獲得できることとする。

ただし、スタンプ獲得履歴は残すこととする。

(エ) 参加者が楽しみながら県内離島の魅力に触れることができる設計とすること。

## ウ スタンプラリーシステム

(ア) スタンプラリー参加に当たっては、みやぎ県民公式アプリ「ポケットサイン」を活用することを基本とし、ポケットサイン内のミニアプリとして実装する方法又はポケットサインから外部サービスへ接続する方法いずれかにより実施すること。

なお、外部サービスへ接続する方法の場合は、ポケットサインに登録された基本情報を移行させる設計とすること。加えて、初回アクセスからスタンプラリー参加までの手順が簡潔となるよう設計すること。

(イ) スタンプラリーシステムは、幅広い年代の参加者にとって見やすく、操作しやすい画面表示とすること。

(ウ) スタンプの獲得方法は、QRコード機能やGPS機能を活用する等、参加者が分かりやすく便利な方法とすること。GPSを活用する場合、スポットによっては利用不可などの場合が想定されるため、あらかじめ対応策を講じること。

(エ) 同一の個人が複数アカウントを使用すること、参加者が現地を訪問せずにスタンプを取得すること等の不正な参加が生じないよう、適切な措置を講ずること。

(オ) 通信環境が不安定な場所においても参加できるよう、オフライン時の対応、代替的なスタンプ取得方法その他必要な措置を講ずること。

(カ) 個人情報の適切な管理を行うとともに、システム障害、通信障害その他の不具合が生じた場合には、速やかに原因を把握し、発注者へ報告の上、必要な対応を行うこと。

## エ 景品応募

(ア) 獲得したスタンプ数に応じて、応募フォームから景品の応募ができるようにすること。景品は、県内離島を有する市町の特産品等及び宮城県公式デジタル地域ポイント「みやぎポイント」とし、景品の応募区分、景品選定及び必要スタンプ数等については、発注者と協議のうえ決定すること。

(イ) 発注者が想定する景品は以下の表1のとおり。このうち「みやぎポイント」の原資

及び精算等事務に係る費用は発注者において負担することとし、受注者は、発注者が発行したポイント受領用の URL を電子メール等により当選者へ送付すること。

(表1) 想定景品

区分	内容	単価相当	当選件数
A賞	特産品Aセット	5,000円	15件
B賞	特産品Bセット	3,000円	30件
C賞	特産品Cセット	1,000円	90件
D賞	みやぎポイント	1,000ポイント	230件

- (ウ) 景品応募の際には、景品の発送に必要な情報（氏名、年齢、住所、連絡先電話番号）を収集すること。
- (エ) 事業実施期間終了後、速やかに景品応募状況の取りまとめ及び抽選を行い、発注者にその結果を報告すること。
- (オ) 景品の調達及び当選者への発送を行うこと（調達及び発送に係る費用は委託料を含む。）。調達先等は発注者と調整のうえ決定することとし、事業実施期間終了からおおむね1か月以内に当選者に対し景品を発送するよう努めること。また、全ての景品を発送した後、遅滞なくその旨を発注者に報告すること。

### (3) 写真投稿キャンペーン

#### ア 写真投稿キャンペーン名称及び募集テーマ

キャッチーな写真投稿キャンペーン名称及び募集テーマを提案し、発注者と協議のうえ決定すること。

#### イ 事業内容

- (ア) 実施エリアの離島及び当該離島までの航路で撮影された写真を対象とし、撮影者自身の Instagram アカウント上で本事業の写真投稿キャンペーン用のオリジナルハッシュタグを付ける形で投稿してもらうこと。ハッシュタグ名称は発注者と協議のうえ決定すること。
  - (イ) 投稿写真については、投稿者本人が撮影したものに限り、第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないものとする。
  - (ウ) 投稿写真については、発注者が県の広報媒体、Web サイト、SNS、展示物、印刷物その他の用途において無償で使用できるものとし、その旨を応募規約等に明記すること。
  - (エ) 受注者は、応募規約、個人情報保護方針その他必要な規約類を作成し、発注者と協議のうえ決定すること。
  - (オ) 公序良俗に反する内容、不法侵入又は危険行為により撮影されたもの、第三者を誹謗中傷する内容その他不適切な投稿については、応募対象外とする。
  - (カ) 事業実施期間終了後、速やかに投稿写真を取りまとめ、発注者に当該写真を送付すること。
- なお、入賞作品の選定は、発注者及び離島を有する市町等が行うものとする。

- (キ) 入賞作品の投稿者に対して、Instagram のダイレクトメッセージ等により入賞の通知を行うとともに、賞品発送に必要な情報（氏名、年齢、住所、連絡先電話番号）を取得すること。
- (ク) 賞品は、県内離島を有する市町の特産品とし、発注者と協議のうえ決定すること。なお、発注者が想定する賞品は以下の表 2 のとおり。

(表 2) 想定賞品

賞	単価相当	当選件数
最優秀賞	10,000 円	1 件
優秀賞	5,000 円	3 件
佳作	3,000 円	5 件

- (ケ) 賞品の調達及び当選者への発送を行うこと（調達及び発送に係る費用は委託料を含む。）。調達先等は発注者と調整のうえ決定すること。また、全ての賞品を発送した後、遅滞なくその旨を発注者に報告すること。
- (コ) 入賞写真の展示用写真（A 3 判）及びキャプションを作成し（9 作品×4 セット）、発注者が指定する日までに発注者へ提出すること。なお、展示に向けた会場予約等の事前調整や設営・撤去は発注者において行う。

(4) 広報・情報発信（スタンプラリー及び写真投稿キャンペーン）

事業実施期間前及び期間中に、スタンプラリー及び写真投稿キャンペーンの参加を促すための広報を行うこと。想定している広報媒体等は以下の表 3 のとおりであるが、これ以外の有効な PR ツール等がある場合は提案し、発注者と協議のうえ決定すること。また、広報時期、回数及び最終的な数量等についても、発注者の協議のうえ決定すること。

(表 3) 想定媒体等

媒体	サイズ	仕様	数量
チラシ	A 4	両面フルカラー	1,000 部
ポスター	B 3	片面フルカラー	150 部
Web サイト	※特設サイト、SNS、Web 広告等を想定		

また、チラシやポスター等の印刷物は、別途データでも発注者へ提出すること。

なお、設置したチラシ及びポスターは、受注者において事業実施期間終了後速やかに残部回収し、回収作業を完了した旨を遅滞なく発注者に報告すること。

(5) 調査分析・効果測定（スタンプラリー及び写真投稿キャンペーン）

- ア 事業実施期間中、毎月末に、実施状況を発注者に報告すること。
- イ キャンペーン参加者の行動履歴データ等から、参加者の属性及び人気スポット等の分析をし、今後の県内離島への継続的訪問又は周遊性向上等に有効的な施策の提案を行うこと。

なお、分析に当たっては、参加者数、スタンプ獲得数、応募件数、島ごとの訪問状況、参加者属性、写真投稿件数、SNS 上でのリーチ数、エンゲージメント数等を可能な範囲

で把握すること。

## 5 業務完了報告書、成果物の提出

業務終了後、4の(5)の調査分析・効果測定結果を取りまとめた上で、業務完了報告書を作成し、紙及び電子ファイルにより発注者へ提出すること。

なお、提出物には、業務完了報告書のほか、写真投稿データ、応募データ、広報物データ、分析結果データその他発注者が必要と認める資料を含むものとする。

## 6 業務実施体制等

受注者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- (1) 本業務の実施責任者を配置するとともに、業務の円滑な実施のために十分な経験と技術力及び調整能力を有する者を従事させること。
- (2) 本業務に関する実施体制及び連絡体制を示す書類を作成し、事業実施期間前に発注者に提出すること。
- (3) 業務実施の工程を組み、発注者に提出すること。また、遅滞することのないように工程を管理し、問題等が発生した場合は発注者に報告すること。
- (4) スタンプラリーシステムを適切に運営し、システム障害等に速やかに対応できる体制とすること。
- (5) スポット等の現地確認を行い、設置場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- (6) 参加者や島民等からのクレームについては誠実に対応し、その対応の経過を速やかに発注者に報告すること。
- (7) トラブル発生時に適切に対応し、速やかに現地対応できる体制とすること。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受注者は、本業務を行うに当たり関係する法令を遵守すること。

### (2) 再委託

受注者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。ただし、本業務の一部に係る再委託について、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を発注者に提出し、発注者の書面による承認を得た場合は、発注者が承認した範囲の業務を行う第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。また、発注者は、本業務の実施に当たり外部サービスを活用する場合には、別記2「外部サービス選定時の留意事項」を満たした上でサービスを選定すること。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は発注者に対し全ての責任を負うものとする。

### (3) 個人情報保護

受注者は、本業務を行うに当たり取り扱う個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）について、別記1「個人情報取扱特記事」に基づき、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じなければならない。

### (4) 秘密情報

ア 受注者は、本契約上の債務履行に関して発注者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実及び情報について、秘密情報として管理し、事前に発注者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

イ 受注者は、前号における秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職した者も含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の遵守を徹底させるものとする。契約終了後又は契約解除後も同様とする。

ウ 受注者は、発注者から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複写物等（以下「秘密情報資料」という。）について、秘密が不当に開示又は漏洩されないよう他の資料等と明確に区分を行い、管理しなければならない。また、本委託が完了した時点をもって、直ちに全ての秘密情報資料を破棄、処分し、処分の報告を行うこととする。

### (5) 著作権

ア 本業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属するほか、発注者は、本業務の成果物を、自ら又は発注者が認めた第三者が使用するために必要な範囲において無期限で随時利用できるものとする。

イ 受注者は、発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

ウ 受注者は、本業務で使用する画像等の著作権上の権利関係については、発注者が提供した画像を除き、受注者において調査・確認を行うこと。

### (6) 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示に従うこと。

## 8 業務実施上の留意点

本仕様書の解釈に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。